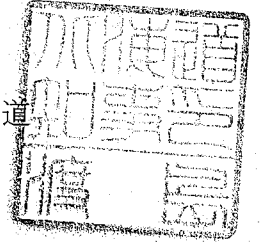


渡 函 建 指 第 3 5 6 号
令和3年(2021年)5月24日

(株)佐々木事業所
代表取締役 時田 茂 様

北海道知事 鈴木 直道



解体工事業の登録について(通知)

令和3年5月13日付けで申請のあった解体工事業については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の規定により、次のとおり登録したので、通知します

記

登録番号 北海道知事(登-3) 渡第50号

登録の有効期間 令和3年6月30日から令和8年6月29日まで

注) 登録の更新申請を行う場合の書類提出期限; 令和8年5月30日
(この日が北海道の休日に該当する場合は、直前の開庁日)